

令和7年度「松江市若者支援対策事業補助金」募集要項

1 補助事業の趣旨

この事業は、特定非営利活動法人が困難を抱える青少年の自立につなげるために行う居場所事業等を支援することにより、松江市内における青少年支援体制の充実・強化を図ることを目的としています。

2 用語の定義

この要項において「困難を抱える」とは、不登校やひきこもりなど様々な因子を抱えたことにより、社会生活が円滑に営めなくなった状態をいい、「青少年」とは、小学生から30歳代までの者をいいます。

3 応募資格者

松江市内に主たる事務所を置き、松江市内において青少年の居場所の設置、運営等を行う特定非営利活動法人で市税に滞納がない次に掲げる要件をすべて満たす団体とします。

- (1) 不登校やひきこもり支援など青少年の社会参加及び社会的自立を目的とした活動実績が1年以上あること
- (2) 法令などを遵守していること
- (3) 宗教活動又は政治活動を目的としていないこと
- (4) 公序良俗に反する活動を行う団体でないこと

4 補助対象事業（補助金の交付対象となる事業）

困難を抱える青少年に係る支援事業であって、次表に掲げるものです。

居場所事業（必須）	交流の場、休憩の場、相談の場等青少年が社会とのつながりを回復していく過程において安心して過ごすことができる場所の設置及び運営を行うもの
就労支援事業（任意）	就労又は就労体験の場の提供、就労先又は就労体験先の開拓等を行うもの
学習支援事業（任意）	就学・復学又は資格取得に向けた学習の場の提供、指導員等による学習・進路指導等を行うもの
体験・交流支援事業（任意）	スポーツ、文化活動、自然体験や地域における交流体験等を通じコミュニケーション力の向上等を図るもの
その他（任意）	上記に掲げるもの以外であって、青少年の自立に効果があると認められるもの

5 補助金額等

補助率、補助金額	この補助金の交付額は、補助対象経費の支出額から補助事業に係る収入額を控除した額に3分の2を乗じて得た額とします。ただし、次表に定める基本補助額900,000円と加算補助額を算出して得た額の合計額を上限とし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。
----------	---

	<table><tr><td>基本補助額</td><td colspan="3">900,000 円</td></tr><tr><td rowspan="5">加算補助額</td><td rowspan="4">居場所開設頻度</td><td>週 2 回</td><td>90,000 円</td></tr><tr><td>週 3 回</td><td>190,000 円</td></tr><tr><td>週 4 回</td><td>290,000 円</td></tr><tr><td>週 5 回以上</td><td>390,000 円</td></tr><tr><td>補助対象事業の支援対象者数(実数)/年度</td><td colspan="2">対象者数が 11 人以上の場合、1 人につき 30,000 円 ただし、300,000 円を上限とする。</td></tr><tr><td>就労支援事業及び 体験・交流支援事業の 実施</td><td colspan="2">対象事業の実施 1 回あたり 30,000 円 ただし、360,000 円を上限とする。</td></tr><tr><td>補助対象事業の周知</td><td>ホームページでの周知</td><td>30,000 円</td><td></td></tr><tr><td></td><td>チラシ等配布物での周知</td><td>20,000 円</td><td></td></tr><tr><td></td><td>上記の両方を実施</td><td>50,000 円</td><td></td></tr></table>				基本補助額	900,000 円			加算補助額	居場所開設頻度	週 2 回	90,000 円	週 3 回	190,000 円	週 4 回	290,000 円	週 5 回以上	390,000 円	補助対象事業の支援対象者数(実数)/年度	対象者数が 11 人以上の場合、1 人につき 30,000 円 ただし、300,000 円を上限とする。		就労支援事業及び 体験・交流支援事業の 実施	対象事業の実施 1 回あたり 30,000 円 ただし、360,000 円を上限とする。		補助対象事業の周知	ホームページでの周知	30,000 円			チラシ等配布物での周知	20,000 円			上記の両方を実施	50,000 円	
基本補助額	900,000 円																																			
加算補助額	居場所開設頻度	週 2 回	90,000 円																																	
		週 3 回	190,000 円																																	
		週 4 回	290,000 円																																	
		週 5 回以上	390,000 円																																	
	補助対象事業の支援対象者数(実数)/年度	対象者数が 11 人以上の場合、1 人につき 30,000 円 ただし、300,000 円を上限とする。																																		
就労支援事業及び 体験・交流支援事業の 実施	対象事業の実施 1 回あたり 30,000 円 ただし、360,000 円を上限とする。																																			
補助対象事業の周知	ホームページでの周知	30,000 円																																		
	チラシ等配布物での周知	20,000 円																																		
	上記の両方を実施	50,000 円																																		
	加算補助額については、事業計画、前年度実績の両方の内容を精査し算出します。																																			
補助対象経費	・人件費（スタッフ、アルバイト等に対する賃金、社会保険料等） ・旅費（講師、スタッフ、アルバイト等の交通費等） ・役務費（通信運搬費、体験・交流活動時の保険料、手数料等） ・賃借料（備品のリース料等） ・使用料（施設使用料等） ・需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費等） ・備品購入費（500,000 円未満で、かつ、交付する補助額の 1/2 以下） ・委託費（清掃等事業の一部委託に限る） ・報償費（謝金等） なお、消費税及び地方消費税の額は除きます																																			
対象期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日																																			

6 事業実施に係る留意事項

(1) 補助対象経費等について

- ・補助対象経費の合計が 500,000 円に満たないものは、補助対象事業とはしません。
- ・補助対象経費の単価については、社会通念上相応の単価を用いるものとし、当該単価から乖離した単価を用いた経費については、その全部又は一部を補助の対象としません。

(2) 補助金の重複受給の禁止、会計区分等について

- ・補助対象事業以外の事業を実施している場合は、会計を区分してください。
- ・補助対象経費に重複して、他の補助金等の交付を受けてはいけません。
- ・補助対象事業に関する会計帳簿類の整備、保管をお願いします。

(3) 支援対象者の秘密の保護等

- ・支援対象者のプライバシー保護に十分配慮してください。また、業務上知り得た秘密は漏らさないようにしてください。
- ・居場所等として利用する建物については、建築基準法に定める諸基準を満たしていること。また、建物の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等利用者の保健衛生及び防災について十分配慮されたものとしてください。

(4)連携・協力依頼

- ・採択された場合は、松江市教育委員会生涯学習課青少年支援室（以下「青少年支援室」という。）と連携をとりながら事業を実施してください。
- ・青少年支援室が、この事業に関する調査や公表を行う場合には、資料の提供・作成にご協力ください。

7 応募方法

松江市若者支援対策事業補助金要綱第4条に規定する松江市若者支援対策事業計画書（様式第1号）等の書類（以下「計画書等」という。）を青少年支援室まで提出（郵送または持参）してください。

（添付書類）

- ・前年度活動実績（補助対象事業に係る部分）が分かる資料
- ・定款
- ・登記事項証明書
- ・団体の年間活動計画書及び年間収支予算書
- ・新聞記事、会報等団体の活動内容及び提案事業を理解するために参考となる資料
- ・市税納付状況調査同意書（様式第2号）

※4の事業を複数実施する場合は、団体として1つの事業としてまとめて書類等を作成してください。

8 提出期限

令和7年4月18日（金） 青少年支援室必着

※応募に要する経費は、応募者の負担とします。また、提出された計画書等は返却しません。

9 応募事業の審査、採択等

- (1) 青少年支援室から事業内容の確認等を行う場合があります。
- (2) 採択は、選考委員会（非公開）を組織して行います。
- (3) 応募の状況等により、ヒアリング等を実施する場合があります。その場合は改めてお知らせします。
- (4) 採択にあたっては、実施方法、執行額などに条件を付す場合があります。

10 審査基準

提案された計画は、次の点に視点を置いて審査しますので、参考にしてください。

事業の目的	困難を抱える青少年（特に制度の狭間にいる者）に関する課題を把握し、解決に向けた取り組みが示されているか。 困難を抱える青少年（特に制度の狭間にいる者）に対する支援として、事業の目的が明確かつ適正に示されているか。
事業の内容	計画されている事業内容が具体的かつ実現性の高いものか。 関係機関と連携・協働し、必要に応じた支援が実施される内容になっているか。 事業に団体の特色や独自性が見られるか。 スケジュールは適正かつ妥当か。
事業の効果	助成を受けることで、利用者の増が図られるか。 助成を受けることで、ネットワークの充実・強化につながるのか。 居場所だけでなく就学、就職などの自立につながるのか。

	地域との連携・協働、地域の支援が得られる事業か。
継続性	長期的な展望に立った事業か。 助成終了後も事業の継続が可能か。
執行体制	事業を適正かつ着実に実施できる人員等の体制が整えられているか。 市民の平等かつ公平な利用が確保できる団体であるか。
活動実績	事業を効果的に実施するために必要な活動実績を有しているか。 懸案事項に対処できる能力があるのか。（困難事例への対応、他機関との連携）
収支計画	提案内容に対して、妥当な経費が示されているか。 支出に偏りがなく、適切に配分されているか。
その他	計画書は、事業を簡潔明瞭に記載してあるか。 事業に対して熱意が感じられるか。

11 問い合わせ先

〒690-0061 松江市白潟本町 43 番地スティック 6 階
 松江市教育委員会生涯学習課青少年支援室
 TEL : 0852-24-7602 FAX : 0852-20-2852
 E-mail: seishounen@city.matsue.lg.jp

《様式等揭示サイト》

「松江市ホームページ」→「暮らしのガイド」→「子育て・教育」→「健全育成・青少年」→「困難を抱える子ども・若者の支援」→「松江市若者支援対策事業補助金 令和7年度補助事業者募集」の中のメニューからダウンロードできます。